

本指針におけるホームレス支援の主な流れ

<ポイント>
生活困窮者自立支援事業の取組強化

<ポイント>
民間支援団体との更なる連携

住居を有している生活困窮者

路上生活の支援期

行政

安定した居宅生活を営むことができるよう寄り添った支援を行う。

ハローワークやカウンセラーによる支援

各種支援（住居確保給付金など）の案内 など

ホームレスの方等 （24時間営業店舗の長期利用者 などを含む。）

<ポイント>
24時間営業店舗の長期利用者等に対する支援制度の周知

路上生活の支援期

路上生活場所への巡回相談

自立に向けた相談や意欲の促進等を図り、適切な支援施策につなげる。

医療の確保等、法律相談、
洗濯・入浴の機会の提供

福祉事務所における生活相談

生活歴や現在の困窮状況、自立の意思等を詳しく確認し、入院の必要性や施策の活用を検討する。

居宅生活への移行に向けた準備期

緊急一時宿泊所における支援方針樹立

- 相談員がアセスメントを実施し、福祉事務所や関係機関等と協議のうえ支援方針を速やかに決定する。
- この支援方針に基づき、居宅生活への移行や支援施設への入所等を速やかに進める。

居宅定着支援事業

様々な課題を持つホームレスの方が、安定した施設生活を送り、居宅生活移行後も再度路上生活に陥ることがなく、地域生活を送ることができるよう、伴走型支援や通所型訓練事業を実施する。

各支援施設

居宅生活に向けた就労支援や生活訓練を行う。

居宅生活の開始

<ポイント>
安定した居住生活を見据えた施設及び居宅移行後の支援

居宅生活移行後の定着支援期

民間支援団体

居住支援法人

医療機関

などの民間機関との連携